Ｂ　現金車［ＥＴＣ車〔有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「建設省令」という。）第１条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「ＥＴＣシステム」という。）を使用して無線通信により料金を徴収する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。〕及びＥＴＣ車以外の自動車であって、ＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等に進入し通行する自動車以外の自動車をいう。以下同じ。］は、首都高速道路の入口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社若しくは中日本高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「入口等」という。）から最遠の首都高速道路の出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出口等」という。）までの距離（別添３に掲げる出入口等を利用する場合においては、同表に掲げる距離）を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。

⑵　出入口等の相互間の料金の計算額

出入口等の相互間の料金の計算額は、車種ごとに出入口等の相互間の料金距離に応じて、次の算式により算出する。

料金の計算額＝Ｌ Ｒ＋Ｆ（単位：円）

㈱　上記計算式においてＬ、Ｒ及びＦは、それぞれ次の数値を表す。

Ｌ：出入口等の相互間の料金距離（単位：キロメートル）

Ｒ：１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｆ：利用１回に対して課する固定額（単位：円）

⑶　料金調整

㈠　通行止めに伴う料金調整

最初に首都高速道路に流入した入口等をＡ、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口等をＢ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる首都高速道路への再流入入口等をＣ、首都高速道路に再流入した後の最終流出出口等をＤとし、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、ＢＣ間を迂回して通行した自動車が、首都高速道路を順方向に通行し、Ｃにおいて通行止めにより迂回して通行した事実を示した場合の料金の額について、ＡＢ間の通行とＣＤ間の通行を１回の通行とみなして、ＡＢ間の料金距離とＣＤ間の料金距離を合算した料金距離に応じて、記〔２〕⑵二.⑶を除く。）又は記〔３〕により算出された料金の額を徴収する。

㈡　特定更新等工事その他通行止め及び車線規制を行う工事に伴う料金調整

首都高速道路の特定区間における特定更新等工事その他通行止め及び車線規制を行う工事を実施するにあたり、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第１項第８号に定める道路資産の貸付料の支払に支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として特定区間の代替路となる首都高速道路を利用した場合及び特定区間を迂回するために途中流出し、再流入した場合の料金調整をするときには、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

三.　消費税等の取扱い及び料金の単位

記二.　に定める方法により算出した車種ごとの出入口等の相互間の料金距離に応じた額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

〔３〕　ＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等にＥＴＣ車以外が進入し通行する場合における料金の額

一.　１回当たりの料金の額

記〔２〕にかかわらず、別添２に掲げるＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等にＥＴＣ車以外が進入した場合において、やむを得ず首都高速道路を通行せざるを得ないときの料金の額は、１回の通行につき１台当たり、下表Ａのとおりとする。

ただし、別添３に掲げるＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等にＥＴＣ車以外が進入した場合においては、やむを得ず首都高速道路を通行せざるを得ないときの料金の額は上記の定めは適用せず、１回の通行につき１台当たり、同表に掲げる距離を料金距離とした場合の額とする。

なお、ただし書きにおいて、適用した料金の額が下表Ｂに掲げる額に満たない場合は、１回の通行につき１台当たり、下表Ｂの区分に応じた額とする。

表Ａ　（単位：円）

車種区分	料金の額
軽自動車等	1578.768
普　通　車	1935.960
中　型　車	2293.152
大　型　車	3096.834
特　大　車	5061.390

表Ｂ　（単位：円）

車種区分	料金の額
軽自動車等	251.31264
普　通　車	276.64080
中　型　車	301.96896
大　型　車	364.31520
特　大　車	498.26220

二.　消費税等の取扱い及び料金の単位

記一.　に定める料金の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

三.　特例措置

記〔５〕一.⑵の割引適用要件に該当する自動車の場合においては、記二.　に定める料金の額に対して、記〔５〕一.⑵に定める割引を適用した額を料金の額とする。

〔４〕　特別の措置

一.　料金距離に応じた料金の額

記〔２〕に基づき算出した料金の額が下表に掲げる料金の額に満たない場合の料金の額については、記〔２〕にかかわらず、１回の通行につき１台当たり、下表の区分に応じた額とする。

（単位：円）

車種区分	料金の額
軽自動車等	251.31264
普　通　車	276.64080
中　型　車	301.96896
大　型　車	364.31520
特　大　車	498.26220